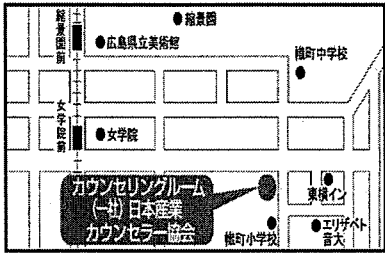


⑤健康を守るために

種別	内容	利用方法	備考
インフルエンザ 予防接種助成 [担当] 互助会 福利係	会員本人が、9月1日から3月末日の間に医療機関でインフルエンザの予防接種を受け、1,000円以上の自己負担をしたとき。 年度内1回2,000円を限度に助成する。	インフルエンザワクチン接種費用助成金交付申請書に記入し、領収書の原本を貼付のうえ、接種した月の翌月10日までに互助会へ請求する。	[対象となる接種期間] 9月～3月まで。 [請求時期] 原則、接種した月の翌月10日まで。
禁煙外来治療 助成 [担当] 職員共済組合 保健医療係	禁煙外来治療の保険適用条件を満たす組合員で、治療終了後3か月以上禁煙が継続したときに助成。 年度内1回10,000円を上限に助成する。	禁煙外来治療前に禁煙外来利用申請書を提出し、禁煙外来治療終了3か月以降に、禁煙外来助成金交付申請書に領収書及び明細書(写し)、禁煙治療終了証明書を添付のうえ、職員共済組合へ請求する。	
人間ドック ・ 脳ドック [担当] 職員共済組合 保健医療係	人間ドックは原則として35歳以上(体調不良の方は30歳以上)、脳ドックは40歳以上(3年間に1回受診可能)の組合員が対象。疾病の早期発見、生活習慣病予防等を図るため、総合的な検査・診断を実施。 ※一部負担金あり	職員共済組合から各所属に対して実施案内を配付するので、その中の申込書に所定事項を記入のうえ、職員共済組合へ申し込む。	[実施期間] 6～2月まで。 ※ 女性は乳がん・子宮がん検査を含む。
婦人科検診 [担当] 職員共済組合 保健医療係	女性の組合員を対象に、乳がん・子宮がんの検査を実施。 ※年齢制限なし	職員共済組合から各所属に対して実施案内を配付するので、その中の申込書に所定事項を記入のうえ、職員共済組合へ申し込む。	[実施期間] 6～2月まで。 ※ 人間ドックを受ける方は受診できません。
被扶養者 人間ドック [担当] 職員共済組合 保健医療係	35歳以上の被扶養者の疾病の早期発見・生活習慣病予防等を図るため、総合的な検査・診断を実施。なお、検査方式は、1日ドック方式と一般健診方式の2方式を実施し、いずれかを選択して受診する。 ※一部負担金あり	「厚生だより」等により実施案内をするので、申込期間内に直接、健診機関へ申し込む。	[実施期間] 8月～2月まで。 ※ 女性は、乳がん・子宮がん検査を含む。
特定健康診査 [担当] 職員共済組合 保健医療係	当該年度内に40～75歳となる組合員に対するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。	職員共済組合で実施する人間ドックまたは事業主が実施する定期健康診断を受診することで、特定健康診査を受診したことになる。	
被扶養者 特定健康診査 [担当] 職員共済組合 保健医療係	当該年度内に40～75歳となる被扶養者に対するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。	職員共済組合で実施する人間ドックまたは「特定健康診査受診券」による受診を希望される方は「特定健康診査受診券交付申請書」を職員共済組合へ提出する。	「特定健康診査受診券」による受診を希望される方は「特定健康診査受診券交付申請書」を職員共済組合へ提出する。
特定保健指導 [担当] 職員共済組合 保健医療係	特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定して、生活習慣病に移行しないこと及び重症化を予防することを目的に、生活習慣病を見直し、改善するために保健指導を行う。		対象者は「積極的支援」と「動機付け支援」に区別される。
家族検診 [担当] 職員共済組合 保健医療係	被扶養者が保健センター又は一般医療機関で、胃がん、子宮がん及び乳がん検診を受け、費用の負担をしたときに助成。 ※広島市内の保健センターにおける自己負担相当額の範囲内で実費負担あり。	受診後「家族検診補助金交付申請書」に領収書を添付して、職員共済組合へ提出する。	被扶養者人間ドックを受ける方は該当しません。
産業マッサージ 利用助成 [担当] 職員共済組合 保健医療係	組合員及び組合員でない互助会員が共済組合発行の利用券でマッサージの施術を受けたときに助成。 ※共済負担金として利用料金の7割(1回2,100円を限度)を施術所に支払う。	事前に利用券の発行を職員共済組合に申請し、利用券の交付を受けたうえで、利用券持参のうえマッサージの施術を受ける。 利用者は施術所に対して利用料金と職員共済組合負担金の差額を支払う。	年度内4回を限度とし、利用できる施術所は、共済組合指定の施術所に限ります。

種別	内容	利用方法	備考
健康者（家庭） 祝福 [担当] 職員共済組合 保健医療係	組合員（家族の場合は被扶養者を含む。）が2月1日～翌年の1月末日までの1年間、組合員証を利用しなかったときに記念品を贈呈。	該当者（家庭）には、職員共済組合から通知がある。	
人間ドック [担当] 福利課保健係 （協会けんぽ）	35歳以上の協会けんぽ被保険者を対象に疾病の早期発見・生活習慣病予防等を図るため、総合的な検査・診断を実施。 ※一部負担金あり	福利課から各所属に対して、実施案内を配付するので、その中の申込書に所定事項を記入のうえ福利課へ申し込む。	[実施期間] 6月～2月まで。 ※ 女性は、乳がん・子宮がん検査を含む。
婦人科検診 [担当] 福利課保健係 （協会けんぽ）	女性の協会けんぽ被保険者を対象に、乳がん・子宮がんの検査を実施。 ※年齢制限なし	福利課から各所属に対して、実施案内を配付するので、その中の申込書に所定事項を記入のうえ福利課へ申し込む。	[実施期間] 6月～2月まで。 ※ 人間ドックを受ける方は受診できません。
生活習慣病 予防健診 [担当] 福利課保健係 （協会けんぽ）	年齢に応じて、一般健診、付加健診、乳がん・子宮がん検査等を実施。	福利課から各所属に対して、実施案内を配付するので、その中の申込書に所定事項を記入のうえ福利課へ申し込む。	福利課の実施する人間ドック及び婦人科検診を受ける方は受診できません。
被扶養者 特定健康診査 [担当] 福利課保健係 （協会けんぽ）	当該年度中に40～75歳となる被扶養者に対するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。 ※一部負担金あり	受診券の交付を受けた後、契約健診医療機関へ直接予約又は、集団検診を利用する。	受診券の配付等については、各事業主より別途通知を行います。 ※ 被扶養者には人間ドックはありません。
特定保健指導 [担当] 福利課保健係 （協会けんぽ）	被保険者又は被扶養者の特定健康診査の結果に基づき、対象者を選定して、生活習慣病に移行しないこと及び重症化を予防することを目的に、生活習慣を見直し、改善するために保健指導を行う。 ※被扶養者は一部負担金あり	対象者に別途通知を行う。	被保険者は、福利課が実施する人間ドック、協会けんぽが実施する生活習慣予防健診、または事業主が実施する定期健康診断を受診することで、特定健康診査を受診したことになる。
健康相談室 [担当] 福利課保健係 ・ 職員共済組合 保健医療係	広島市職員・広島市職員共済組合員及びこれらの被扶養者が日常生活の中で抱えている種々の悩み事について、まず、保健師が相談に応じ、相談内容によっては、別途、カウンセラーが相談に応じる。 本庁舎16階健康相談室 	電話、または来室。 【直通】 (082) 240-2425 【受付時間】 月～金曜日 午前10時～午後3時30分 ※ 相談は午後4時まで。 ※ 時間外は留守番電話。 【ヒーリングCDの貸出】 リラクゼーション効果のあるCDの貸出あり。 電話で在庫確認の予約が必要。	[カウンセラーの相談日] 毎週土曜日 (祝祭日は除く。)

種別	内容	利用方法	備考
笑顔で ヘルシーダイヤル (電話相談 ・ WEB相談) [担当] 福利課保健係 ・ 職員共済組合 保健医療係	広島市職員・広島市職員共済組合員及びこれらの被扶養者を対象に、急病・育児・看護等の健康相談や夜間・休日の医療機関情報などについて、専門の医師・看護師等が相談に応じる。	笑顔でヘルシーダイヤル (通話料無料・24時間・年中無休体制) ●電話の場合 【職員共済組合員】 (0120) 151-003 フリーダイヤル 【上記以外の広島市職員】 (0120) 151-922 フリーダイヤル ●WEB相談の場合 笑顔でヘルシーダイヤルのホームページ(http://www.healthy-hotline.com/)にログインのうえ、利用する。 ※ログインには所定のIDが必要。 ログインID 【職員共済組合員】 hs32340317 【上記以外の広島市職員】 hs01340017	電話で、広島市職員又は職員共済組合員であることを伝えご相談ください。 ※携帯電話からも相談可能。
なやみごと相談 [担当] 福利課 保健係	広島市職員又は家族を対象に、職場や家庭の悩み事など、こころの健康問題について専門のカウンセラーが応じる。 	直接電話で申し込む。 【直通】 (082) 223-7470 【相談予約】 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時30分 【相談時間】 午前10時～午後8時(土日祝日を含む毎日) 【相談場所】 中区幟町3-1 第3山県ビル5階 (一社)日本産業カウンセラー協会	相談は、あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行う。 電話予約の際は、必ず「広島市の職員(又は家族)」で、「なやみごとの相談の予約」であることを告げてください。 土・日・祝日も可能。
健康相談 [担当] 福利課 保健係	産業医・保健師が、こころとからだの健康相談について応じる。	電話により相談を行う。 【産業医】 504-2679 (直通) または内線 2378、 504-2681 (直通) または内線 2376、 504-2682 (直通) または内線 2368 【職員健康管理担当課長】 504-2059 (直通) または内線 2370 【保健師】 504-2062 (直通) または内線 2365・2374・2375 禁煙相談もあります	相談内容によっては、電話のみでなく面接相談を行う。
ハラスメントに関する相談 [担当] 福利課 保健係	「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情に応じる。	相談員に直接電話してください。 各局・区等に相談員を配置しています(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。 【男性相談員(人事課服務担当課長)】 504-2049 (直通) または内線 2319 【男性相談員(人事課長)】 504-2048 (直通) または内線 2310 【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】 504-2059 (直通) または内線 2370	